

平成19年度<問題1>

次のAからEまでのうち、正しいものは、いくつあるか答えなさい。

- A 原子力供給国グループ（NSG）は、インドの核実験を契機に設立された。NSGのガイドラインには、原子力専用品の輸出を管理するパート1と原子力汎用品の輸出を管理するパート2の2種類がある。
- B MTCR（Missile Technology Control Regime）は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制している。まず、核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を規制対象にし、その後、核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術も規制対象としている。
- C ワッセナー・アレンジメントの目的の一つは、通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与することにある。
- D ココムがその規制対象地域を共産圏に限定していたのに対し、ワッセナー・アレンジメントでは特定の国家・地域に的を絞ることなく全ての国家・地域及びテロリスト等の非国家主体を規制対象としている。
- E オーストラリア・グループ（AG）は、イラン・イラク戦争の際に化学兵器が用いられていたことを契機に発足した。まず、化学兵器開発に用いる化学剤を規制し、その後生物兵器関連汎用品及び関連技術も規制の対象としている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

平成19年度<問題1>

正解〔5〕すべて正しい。試験当時の正解率は、約25%。

【解説】

Aの**原子力供給国グループ（NSG）**は、1974年の**インドの核実験**を契機に設立された。NSGには、「NSGガイドライン」と呼ばれる原子力関連資機材・技術の輸出国が守るべき指針に基づいて輸出管理が実施されている。この指針は、原子力専用品・技術の移転に係る「ガイドライン・パート1」と、原子力関連汎用品・技術の移転に係る「ガイドライン・パート2」に分かれている。

Bの**MTCR**は、核兵器等の大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することを目的としている。

核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を対象に1987年4月に発足し、1992年7月に核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術も規制対象とした。

CとDの**ワッセナー・アレンジメント**は、通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大及びより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定を目的としている。

また、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得の防止も目的としている。

Eの**オーストラリア・グループ**は、1984年、**イラン・イラク戦争**の際に化学兵器が用いられていたことから設立された。化学兵器関連汎用品・及び技術、その後生物兵器関連汎用品・及び技術も規制の対象とされることとなった。

この国際輸出管理レジームは、オーストラリアが議長国を務めていることから「オーストラリア・グループ」と呼ばれる。化学及び生物兵器開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的としている。

参考：浅田正彦編「輸出管理－制度と実践」（有信堂）

松本太「ミサイル不拡散」（文春新書）



平成19年度<問題2>改

次の中から正しい組合せのものを一つ選びなさい。

- A 輸出貿易管理令の運用について（運用通達） 0-2の「輸出の時点」は、船舶又は航空機の輸出の場合や洋上輸出の場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時とされている。
- B 運用通達 0-2の「輸出の時点」は、船舶又は航空機の輸出の場合や洋上輸出の場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込もうと税関に申告した時とされている。
- C 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（役務通達）1（4）の「許可を必要とする時点」の①のアでは、「貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物を非居住者に引き渡したとき又は非居住者に提供することを目的として外国に向けた船舶若しくは航空機に積み込もうとしたときのいずれか早い方」とされている。
- D 役務通達1（4）の「許可を必要とする時点」の①のイでは、「技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術の非居住者に対する提供より前の時点」とされている。
- E 役務通達1（4）の「許可を必要とする時点」の①のアでは、「貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物の取引の相手方に対する引き渡しより前の時点」とされている。

- 1. A・C
- 2. A・E
- 3. B・C
- 4. B・D
- 5. B・E

平成19年度<問題2>改

正解〔2〕。AとEが正解。試験当時の正解率（参考）は、約64%。

【解説】

無許可輸出の場合は、外為法第69条の6第3項に未遂罪の規定があるので「輸出の時点」がいつになるかは、未遂と既遂を分ける点で重要である。役務取引の「許可を必要とする時点」は、「貨物の形による技術データの形態を提供する場合」と「技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合」の2つに分かれる点で、注意が必要。

0-2 輸出の時点

輸出の時点は、以下に掲げる場合を除き、**貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時**とする。

- (イ) 船舶又は航空機の輸出の場合は、船舶又は航空機を本邦において引き渡した時とし、外国において引き渡すため回航されるものについては、当該回航のため、はじめて、本邦を出発する時とする。ただし、「本邦を出港した船舶であって、出港後に成立した輸出契約に基づき外国において引き渡すこととなった場合（いわゆる「洋上売船」）にあつては当該船舶を外国で引き渡した時とする。
- (ロ) 本邦の領海又は公海で採捕した水産物等を直接輸出する場合（いわゆる「洋上輸出」）は、当該貨物を外国に向けて輸送を開始した時（外国に向けて航行する船舶に積み替えられたものについては積み替えた時）とする。

(4) 許可を必要とする時点

外為法及び外為令に規定する役務取引許可、特定記録媒体等輸出等許可を必要とする時点は、それぞれ次に掲げる時点とする。

① 外為法第25条第1項の規定に基づく許可

ア 貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物の取引の相手方に対する引き渡しより前の時点

イ 技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術の居住者（特定国において提供する場合に限る。）又は非居住者に対する提供より前の時点

注：ただし、許可が必要となる取引について外為法第25条第1項の規定に基づく許可を受けずに当該取引に係る技術について輸出等を行う場合は、①で定める時点に達していない場合であっても、以下②に掲げる時点において外為令第17条第2項の規定に基づく許可を受けることを必要とする。

平成19年度<問題3>

仲介貿易取引規制について、正しいものはいくつあるか答えなさい。なお、当初の船積地域及び仕向地は、各企業が所在する国・地域とする。

- A 東京の貿易商社Aが、買いと売りの双方の当事者となり、輸出貿易管理令（輸出令）別表第1の1の項に該当する貨物を米国の企業Bから買って、英国の企業Cに売る仲介貿易取引を行う場合、仲介貿易取引許可は必要である。
- B 名古屋の企業Dが、買いと売りの双方の当事者となり、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を米国の企業Eから買って、外国ユーザーリストに掲載されているイスラエルの企業Fに売る仲介貿易取引を行う場合は、仲介貿易取引許可が必要である。
- C 大阪の企業Gが、買いと売りの双方の当事者となり、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をシンガポールの企業Hから買って、中国の企業Iに売る仲介貿易取引を行い、貨物を移動後、中国の企業Iのホームページで、貨物がミサイルの開発・製造に使用されたと後日知った場合は、仲介貿易取引許可申請を行う必要がある。
- D 福岡の貿易商社Jの香港にある現地法人Kが、買いと売りの双方の当事者となり、輸出令別表第1の3の項に該当する貨物をマカオの企業Lから買って、ロシアの企業Mに売る仲介貿易取引を行い、貨物を移動させようとしたところ、ロシアの企業Mとの契約書に農薬の製造で使用すると記述があった。この場合、福岡の貿易商社Jが仲介貿易取引許可を取得する必要がある。
- E 東京の貿易商社Nのジャカルタ支店Oが輸出令別表第1の7の項に該当する貨物（4万円）の買いと売りの双方の当事者となり台湾の企業Pから買って、シンガポールの企業Qに売る仲介貿易取引を行い、貨物を移動させようとしたところ、大量破壊兵器等の開発等に用いられる旨の文書をシンガポールの企業Qから受け取った。しかし、この場合、貨物は、少額特例が適用できるため、東京の貿易商社Nの仲介貿易取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

平成19年度<問題3>

正解〔1〕Aが正しい。試験当時の正解率は、約30%。

【解説】

仲介貿易取引については、外為法第25条第4項及び外為令第17条第3項に規定がある。

Aは、外為令第17条第3項第一号に該当する事案であるので、仲介貿易取引許可が必要。したがって、正しい。

Bは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を輸出令別表第3の地域である米国の企業Eから買っており、外為令第17条第3項第二号に該当しないので、仲介貿易取引許可は不要。したがって、誤り。

Cは、「外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について」（仲介貿易運用通達）の1の（2）の③で「**文書等の入手及び取引の相手方等からの連絡は、（3）の許可を必要とする時点以前のものに限られ、その時点以降に入手したものにに基づき新たに許可申請を必要とするものではない。**」と規定されている。したがって、仲介貿易取引を行い貨物の移動後、中国の企業Iのホームページで、貨物がミサイルの開発・製造に使用されたと、後日知った場合は、仲介貿易取引許可申請を行う必要はないので、Cは誤り。

Dは、仲介貿易運用通達の1の（4）で、「**本邦法人の海外支店などの海外事務所（海外現地法人は別個の独立した法人格であり、これには当たらない。）が行う仲介貿易取引も、本邦法人の仲介貿易取引として本規制の対象となる。**」と規定されている。よって、福岡の貿易商社Jは、仲介貿易取引許可申請を行う必要はない。（「外国為替法令の解釈及び運用について」5-0参照。）

Eは、仲介貿易運用通達の1の（4）で、「仲介貿易取引に関しては、輸出令第4条第1項第四号（いわゆる「少額特例」による許可不要）の適用はない。」と規定されているので、誤り。



平成19年度<問題4>

輸出貿易管理令の運用について（運用通達）の輸出関係書類の記載要領について、正しいものを一つ選びなさい。

1. 展示会へ展示品を輸出しようとする者が、輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本へ積み戻す場合は、輸出許可申請書の「買主名」欄には展示会の主催者を記載する。
2. 輸出許可申請書の「商品名」の欄の商品名は、一般的な用語で記載してはならない。ただし、同一商品名で、信用状等に記載された名称と異なる場合は、必ずその名称をかつこ書に記載しなければならない。
3. 輸出時において需要者が未定である場合であっても、輸出許可申請書の「需要者」欄には推定される需要者（複数あれば代表的な需要者）を記載する。
4. 輸出許可申請書の「申請者記名押印又は署名」の欄の記名押印又は署名の当事者とは、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限られている。なお、代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名押印又は署名をする。
5. 輸出された貨物の最終陸揚港の属する国以外で、消費又は加工されることが明らかな場合は、輸出許可申請書の「仕向地」欄には、その消費又は加工される国を記載する。消費される国と加工される国が異なる場合は、加工される国を「仕向地」欄に記載する。

平成19年度<問題4>

正解〔4〕試験当時の正解率は、約50%。

【解説】

1は誤り。運用通達の別表第3の1-3-1の「取引の明細」の「買主名」の欄に規定されているように、「**展示会への出展のように、輸出をしようとする者が輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本に積み戻す場合は、輸出をしようとする者を同欄に記載する**」とされている。

2は誤り。運用通達の別表第3の1-5-1の「商品名」の欄に規定されているように、「**商品名は、一般的な用語をもって記載する。ただし、同一商品名で、信用状等に記載された名称と異なる場合は、その名称をカッコ書にして記載する。**」とされている。

3は誤り。運用通達の別表第3の1-3-3の「取引の明細」の「需要者」の欄に規定されているように、「**需要者が未定である場合には、「未定」と記載の上、需要者住所は空欄とする。**」とされている。

4は正しい。運用通達の別表第3の1-1の(1)の「申請者記名押印又は署名」の欄に規定されているように、記名押印又は署名の当事者とは、**個人の場合は本人、法人の場合は代表権者**（代表権を委任された者を含む。）に限られている。そして、代理申請の場合も、「輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名押印又は署名をする。」と規定されている。

5は誤り。運用通達の別表第3の1-4-1の「仕向地」の欄に規定されているように、「**輸出貨物の最終陸揚港の属する国（又は領域、以下同じ。）を記載する。ただし、当該貨物が当該国以外の国で、消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記載し、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、消費される国を記載する。**」とされている。



平成19年度<問題6>改

輸出貿易管理令（輸出令）第4条第1項第四号の少額特例について正しい記述はいくつあるか答えなさい。

- A 少額特例は、1契約で輸出令第4条第1項第四号の要件を満たせば、年に何回でも適用してよい。
- B アフガニスタン向けの輸出については、少額特例は適用できない。
- C 外国ユーザーリストに掲載されているすべての企業・団体については、どのような場合でも少額特例は適用できない。
- D 輸出令別表第1の1の項から4の項、14の項に該当する貨物の輸出については、少額特例は適用できない。
- E 輸出令別表第4の地域を仕向地とする場合は、少額特例は適用できない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

平成19年度<問題6>改

正解〔3〕 A、D、Eが正しい。試験当時の正解率（参考）は約43%。

【解説】

少額特例は、輸出令第4条第1項第四号で規定されているが、回数制限は設けられていない。したがって、Aは、正しい。

Bについては、表にもあるように、少額特例は、輸出令別表第4の地域であるかどうか、1つのポイントであり、**アフガニスタン**でも少額特例が適用できる場合があるので、誤り。

Cについては、外国ユーザーリストに掲載されている企業・団体（需要者要件関連）であっても、核兵器等開発等省令のいわゆる「明らかなきの除外規定」に当てはまれば、少額特例が適用できる場合もあるので、誤り。

DとEについては、表に示すとおり、正しい。

表：少額特例の適用範囲

輸出令別表第1の項番		輸出令別表第4の地域以外	輸出令別表第4の地域
1の項		×	×
2～4の項		×	
5～13の項	告示貨物※	○	
	告示貨物以外	○	
14の項		×	
15の項		○	

※告示貨物：輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物